

	<h1>鳥取県公報</h1>	令和3年3月12日（金） 第9282号
		毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	ブルセラ症検査等の実施（107）（畜産課）・・・・・・・・・・・・・ 2
	指定障害児通所支援事業の廃止の届出（108）（中部総合事務所福祉保健局）・・・・・・・・ 3
	指定障害福祉サービス事業の廃止の届出（109）（〃）・・・・・・・・・・・・・ 3
◇ 監査告示	鳥取県監査規程の一部改正（1）・・・・・・・・・・・・・ 4

告 示

鳥取県告示第107号

ブルセラ症検査、結核検査、ヨーネ病検査、牛海綿状脳症検査（伝達性海綿状脳症の検査のうち牛に係るものをいう。以下同じ。）、牛ウイルス性下痢検査、ニューカッスル病検査、家きんサルモネラ症（ひな白痢）検査、鳥マイコプラズマ症検査、高病原性鳥インフルエンザ検査及び腐蝕病検査を次のとおり実施するので、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定に基づき、その対象となる家畜又はその死体の所有者に対して当該検査を受けることを命ずる。

令和3年3月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 実施の目的

ブルセラ症、結核、ヨーネ病、伝達性海綿状脳症（牛に係るものに限る。）、牛ウイルス性下痢、ニューカッスル病、家きんサルモネラ症（ひな白痢）、鳥マイコプラズマ症、高病原性鳥インフルエンザ及び腐蝕病の発生を予防し、及び予察するため

2 実施する区域

県下全域

3 実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲

(1) ブルセラ症検査

種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛で、生後365日を経過したもの

(2) 結核検査

ア 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛で、生後365日を経過したもの

イ 令和3年4月1日以降に家畜受精卵の採取の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛

(3) ヨーネ病検査

ア 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれと同一施設内で飼育している牛で、月齢が満24日を経過したもの（鳥取市（平成16年11月1日市町村合併前の鳥取市、岩美郡福部村、八頭郡河原町、用瀬町及び佐治村並びに気高郡青谷町の区域に限る。）、東伯郡琴浦町（平成16年9月1日町合併前の東伯郡東伯町の区域に限る。）、米子市（平成17年3月31日市町合併前の西伯郡淀江町の区域に限る。）並びに西伯郡日吉津村、大山町（平成17年3月28日町合併前の西伯郡大山町の区域に限る。）及び伯耆町（平成17年1月1日町合併前の日野郡溝口町の区域に限る。）において飼育しているもの（令和3年4月1日以降に放牧するものを除く。）に限る。）

イ (2)に掲げる牛

ウ 家畜共進会等の家畜を集合させる催事に出品しようとする牛

エ アからウまでに掲げる牛以外の牛で、令和3年4月1日以降に放牧するもの

オ その他知事が必要と認める牛

(4) 牛海綿状脳症検査

ア 月齢又は推定月齢が満96日以上で死亡した牛の死体のうち知事が指定するもの

イ その他知事が必要と認める牛の死体

(5) 牛ウイルス性下痢検査

令和3年4月1日以降に県下全域を対象とする放牧場で放牧する牛のうち持続感染牛でないことが確認されていないもの

(6) ニューカッスル病検査

鶏

(7) 家きんサルモネラ症（ひな白痢）検査

種鶏及びこれと同一施設内で飼育している鶏

(8) 鳥マイコプラズマ症検査

種鶏及びこれと同一施設内で飼育している鶏

(9) 高病原性鳥インフルエンザ検査

家きん（飼養羽数100羽以上（だちょうにあっては、10羽以上）の農場に限る。）

(10) 腐蝕病検査

蜜蜂

4 実施の期日

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

5 検査の方法

(1) ブルセラ症検査

ブルセラ急速凝集反応又は酵素免疫測定法（エライザ法）

(2) 結核検査

ツベルクリン検査皮内反応

(3) ヨーネ病検査

酵素免疫測定法（スクリーニング法及びエライザ法）、リアルタイムPCR法又はヨーニン検査皮内反応

(4) 牛海綿状脳症検査

酵素免疫測定法（エライザ法）

(5) 牛ウイルス性下痢検査

酵素免疫測定法（エライザ法）

(6) ニューカッスル病検査

臨床検査及びHI抗体検査

(7) 家きんサルモネラ症（ひな白痢）検査

ひな白痢急速凝集反応

(8) 鳥マイコプラズマ症検査

臨床検査及び急速凝集反応

(9) 高病原性鳥インフルエンザ検査

臨床検査及び血清抗体検査（エライザ法又は寒天ゲル内沈降反応）

(10) 腐蝕病検査

肉眼的検査及び細菌学的検査

鳥取県告示第108号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者から障害児通所支援事業を廃止する旨の届出があったので、同法第21条の5の25の規定により次のとおり告示する。

令和3年3月12日

鳥取県中部総合事務所長 吉 川 寿 明

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害児通所支援事業を行っていた事業所の名称	指定に係る障害児通所支援事業を行っていた事業所の所在地	障害児通所支援事業の種類	廃止年月日
社会福祉法人和	倉吉市福庭町一丁目365-2	共生ホームこころ	倉吉市堺町二丁目239-87	放課後等デイサービス	令和3年3月31日

鳥取県告示第109号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法

第51条の規定により次のとおり告示する。

令和3年3月12日

鳥取県中部総合事務所長 吉 川 寿 明

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行っている事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行っている事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
社会福祉法人湯梨浜町社会福祉協議会	東伯郡湯梨浜町大字泊1085-1	社会福祉法人湯梨浜町社会福祉協議会指定居宅介護等事業所	東伯郡湯梨浜町大字泊1085-1	居宅介護、重度訪問介護	令和3年3月31日

監 査 委 員 告 示

鳥取県監査委員告示第1号

鳥取県監査規程（昭和42年鳥取県監査委員告示第1号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月12日

鳥取県監査委員 桐 林 正 彦
 鳥取県監査委員 山 根 朋 洋
 鳥取県監査委員 奈 良 井 恵
 鳥取県監査委員 広 谷 直 樹

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(監査等の執行計画)</p> <p>第3条 次に掲げる監査等の執行計画は、実施時期、実施箇所、方法等について、年度開始前に定めるものとする。</p> <p><u>(1) 法第150条第5項に規定する審査</u></p> <p><u>(2) 略</u></p> <p><u>(3) 略</u></p> <p><u>(4) 略</u></p> <p><u>(5) 略</u></p> <p><u>(6) 略</u></p> <p><u>(7) 略</u></p> <p><u>(8) 略</u></p> <p>2・3 略</p>	<p>(監査等の執行計画)</p> <p>第3条 次に掲げる監査等の執行計画は、実施時期、実施箇所、方法等について、年度開始前に定めるものとする。</p> <p><u>(1) 略</u></p> <p><u>(2) 略</u></p> <p><u>(3) 略</u></p> <p><u>(4) 略</u></p> <p><u>(5) 略</u></p> <p><u>(6) 略</u></p> <p><u>(7) 略</u></p> <p>2・3 略</p>

附 則

この告示は、令和3年3月12日から施行する。